

個人企業に関する経済調査を補完する意識調査について（案）

1．意識調査のねらい

個人企業に関する経済調査の調査対象及び個人企業経済調査（本体調査）の調査対象に対し、事後的に意識調査を行うことにより、調査員による不正の有無や調査実施者が官か民かによる報告者の反応、協力度の違い等を把握する。

2．意識調査について

（1）個人企業に関する経済調査の調査対象への意識調査

調査の対象

個人企業に関する経済調査の調査事業所すべて（不適合条件の非協・その他に該当する事業所のうち、理由が調査拒否の事業所を含む）

調査の時期

個人企業に関する経済調査終了後（平成 19 年 1 月中旬～下旬）。ただし、調査拒否の事業所に対しては調査終了の時期を待たずに実施

調査の方法

統計局から直接郵送により調査を実施

調査の内容

調査票の配布状況、提出状況、提出しなかった理由、調査員の対応、調査実施者が官か民かによる違い、その他（別紙 1 参照）

結果の取りまとめ

調査結果は 2 月中に取りまとめ、2 月の研究会において報告予定。なお、調査拒否の事業所に対する意識調査の結果は、早期に取りまとめて 12 月～1 月の研究会で報告予定。

（2）個人企業経済調査（本体調査）の調査対象への意識調査

調査の対象

平成 18 年 4 - 6 月期の調査対象事業所すべて（不適合条件の非協・その他に該当する事業所のうち、理由が調査拒否の事業所を含む）

調査の時期

本体調査終了後（平成 18 年 8 月中旬～下旬）

調査の方法

統計局から直接郵送により調査を実施

調査の内容

調査票の配布状況、提出状況、提出しなかった理由、調査員の対応、調査実施者が官か民かによる違い、その他（別紙 2 参照）

結果の取りまとめ

調査結果は 9 月～10 月中に取りまとめ、10 月の研究会において報告予定。

総務省統計局

個人企業に関する経済調査の調査事業所の方へ（案）

個人企業に関する経済調査については、皆様方のご協力をいただいております、大変感謝いたしております。この調査は、個人経営の事業所の経営実態を把握するために行われた承認統計調査（統計法による回答の義務はない調査）で、統計調査業務の民間開放の検討の際の参考にもさせていただきます。

さて、総務省統計局では、調査の改善を図るためのアンケートを行っております。

お手数とは存じますが、各質問にお答えの上、同封の返信用封筒に入れ、1月31日（水）（当日消印有効）までにご投函くださいますようお願いいたします。

なお、個人企業に関する経済調査本体の調査票をまだご提出いただいていない場合には、先にお渡ししている調査票に所定事項を記入の上、至急ご提出くださいますようお願いいたします。

該当する選択肢に をつけてください。

Q 1 昨年6月及び10月に、個人企業に関する経済調査の調査員から調査票の配布を受けましたか。

- 1 直接会って配布を受けた（ Q 2 へ）
- 2 （郵便受け等で）間接的に配布を受けた（ Q 2 へ）
- 3 配布を受けなかった（ Q 8 へ）
- 4 その他 []

Q 2 昨年10月及び本年1月に平成18年7～9月期分の調査票を提出しましたか。

- 1 両方とも提出した（ Q 6 へ）
- 2 1回だけ提出した（ Q 3 へ）
- 3 両方とも提出しなかった（ Q 3 へ）

Q 3 提出しなかった理由は何ですか（複数回答可。回答後、Q 3 ' へ）。

- 1 回答する義務はないから
- 2 秘密に属する事項の調査だから
- 3 業務多忙のため
- 4 その他 具体的理由 []

Q 3' この調査の回答の義務について、どのように考えておられましたか。

- 1 回答する義務がないことを知っていた
- 2 回答する義務がないことを知らなかった
- 3 回答する義務の有無は気にしていなかった

Q 4 回答する義務があれば提出していただけましたか。

- 1 回答する義務があれば提出する
- 2 回答する義務があっても提出しない(Q 5 へ)

Q 5 回答する義務があっても提出しない理由は何ですか(複数回答可)。

- 1 業務多忙のため
- 2 官公庁はすでに行政情報を持っているはずなので、提出する必要はない
- 3 たとえ守秘義務があっても、民間の調査会社に個人企業の秘密に属する事項を知られたくない
- 4 その他 具体的理由〔 〕

Q 6 調査員の対応についてはどう思われましたか。

- 1 好感が持てた
- 2 普通である
- 3 感じが悪かった
- 4 調査員の訪問を受けていない

Q 7 今回お伺いさせていただいた調査員は、民間の調査会社の調査員でしたが、調査員が公務員であるか否かは提出の有無に関係しますか。

- 1 関係する 具体的に〔 〕
- 2 関係しない
- 3 調査員の訪問を受けていない
- 4 分からない

(代案) Q 7' - 1 今回お伺いさせていただいた調査員は民間の調査会社の調査員でしたが、統計調査を民間事業者に委託する際、心配な点はありますか。それぞれの選択肢に対し、A(非常に心配している), B(多少心配している), C(あまり心配していない), D(全く心配していない)のうち最も当てはまるものをつけてください。

- 1 回答した秘密に属する事項が他に漏えいしないか (A・B・C・D)
- 2 受託した民間事業者は信頼できるか (A・B・C・D)
- 3 正確な統計が作成されるか (A・B・C・D)

Q7'-2 仮に調査員が公務員であった場合、ご協力いただけますか。

- 1 必ず協力する
- 2 なるべく協力する
- 3 できれば協力したくない
- 4 絶対協力しない

Q8 その他、政府が実施する統計調査についてご意見がございましたら、ご自由にご記入ください。



ご協力ありがとうございました。

ご記入いただいた情報はアンケートの集計のためのみに使用し、別の目的に使用することはありません。

総務省統計局

個人企業経済調査にご協力いただいた方へ（案）

（平成18年4 - 6月期に終了した事業所を対象）

個人企業経済調査につきましては、皆様のご協力をいただいております。大変感謝いたします。この調査は、「製造業」、「卸売・小売業」、「飲食店、宿泊業」及び「サービス業」を営む個人企業（個人経営の事業所）の経営の実態を明らかにし、景気動向の把握や中小企業振興のための基礎資料などを得ることを目的としております。

さて、総務省統計局では、調査の改善を図るためのアンケートを行っております。

お手数とは存じますが、各質問にお答えの上、同封の返信用封筒に入れ、8月31日（木）（当日消印有効）までにご投函くださいますようお願いいたします。

なお、個人企業経済調査本体の調査票をまだご提出いただけていない場合には、先にお渡ししている調査票に所定事項を記入の上、至急ご提出くださいますようお願いいたします。

該当する選択肢に をつけてください。

- Q 1 個人企業経済調査の調査期間中、調査員から調査票の配布を受けましたか。
- 1 直接会って配布を受けた（ Q 2 へ）
 - 2 （郵便受け等で）間接的に配布を受けた（ Q 2 へ）
 - 3 配布を受けなかった（ Q 6 へ）
 - 4 その他 []
- Q 2 すべての調査票を提出しましたか。
- 1 すべて提出した（ Q 4 へ）
 - 2 提出しなかった調査票がある（ Q 3 へ）
 - 3 すべて提出しなかった（ Q 3 へ）
- Q 3 個人企業経済調査には、統計法により回答する義務がありますが、提出しなかった理由は何ですか（複数回答可。回答後、Q 4 へ）。
- 1 官公庁はすでに行政情報を持っているはずなので、提出する必要はない
 - 2 業務多忙のため
 - 3 その他 具体的理由 []

Q6 その他、政府が実施する統計調査についてご意見がございましたら、ご自由にご記入ください。



ご協力ありがとうございました。

ご記入いただいた情報はアンケートの集計のためだけに使用し、別の目的に使用することはありません。